



横浜市長

共有名義の場合は、
共有者全員の記名とすること

申請者（所有者・区分所有者等）

〒

住 所 ○○区○○町△丁目××

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

横浜 次郎

電 話 ○○○（×××）△△△△

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
補助金交付申請書

横浜市住まいのエコリノベーション補助制度の適用を受けたいので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第6条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて提出します。

申請する補助種別 (いずれかにレ点をつける)	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅（賃貸住宅含む。）開口部及び浴室の断熱改修工事
	<input type="checkbox"/> 住宅全体を改修範囲とするもの
	<input checked="" type="checkbox"/> 日常生活空間を改修範囲とするもの
	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅の開口部の断熱改修工事
	<input type="checkbox"/> 住宅全体を改修範囲とするもの
	<input type="checkbox"/> 日常生活空間を改修範囲とするもの
	<input type="checkbox"/> 居室一室のみを改修範囲とするもの
	<input type="checkbox"/> 内会館の開口部の断熱改修工事
	<input type="checkbox"/> 集会所等の開口部の断熱改修工事

建物の所有者のフルネーム+邸とご記入ください
(様邸はNG)

地番か住居表示かは問わないが、今後の書類でも統一した表記にすること

建 物 名 称	横浜 次郎邸
所 在 地	
工 事 着 手 予 定	2021 年 7 月 ○○ 日
工 事 完 了 予 定	2021 年 8 月 ○○ 日
耐 震 性 能	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和56年6月1日以降の建築確認済 <input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前の建築確認だが、耐震性能を満たしている <input type="checkbox"/> 令和4年2月25日までに耐震改修工事予定
他 補 助 金 の 利 用	<input type="checkbox"/> 横浜市木造住宅耐震改修促進事業を利用する予定です。 <input type="checkbox"/> 横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助事業を利用する予定です。 <input type="checkbox"/> 横浜市自治会・町内会館整備費補助事業を利用する予定です。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記を確認するため、関係事業の利用履歴・申請状況及び申請に係る書類等の内容を、関係事業の所管課と共有することに同意します。
工 事 内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 既存開口部（窓・ドア）の断熱改修 <input type="checkbox"/> 既存床の断熱改修 <input type="checkbox"/> 既存外壁の断熱改修 <input type="checkbox"/> 既存屋根（天井）の断熱改修 <input checked="" type="checkbox"/> 浴室の断熱改修 <input checked="" type="checkbox"/> 断熱区画のための間仕切り等設置改修 <input checked="" type="checkbox"/> 省エネ・創エネ設備の導入（改修・新設） <input type="checkbox"/> HEMSの設置 <input type="checkbox"/> 既存住宅取得と合わせた改修
補助事業への同意	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の実施にあたっては、省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリ

	ノベーション（省エネ改修）補助制度要綱及び実施要領並びに横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守します。
--	---

（一戸建ての住宅）

敷地面積	○○㎡	建築面積	◆◆㎡
延べ面積	△△㎡	構造	木造
階数	地上2階／地下0階		

（共同住宅等）

敷地面積	㎡	建築面積	㎡
延べ面積	㎡	構造	
階数	地上 階／地下 階	総住戸数	戸
エコリノベーション等工事をする住戸 （共同住宅等の場合は、部屋番号まで記載）		○○マンション303号室	
床面積		階数	

（横浜市木造住宅耐震改修促進事業を利用する場合は、以下を記入）

改修前の断熱性能	<p>床・外壁・屋根（天井）の断熱改修を行う場合で、改修後と同程度の省エネ性能の断熱材がすでに施工されている箇所 ※改修を行わない箇所は回答の必要なし。</p> <p><input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 屋根（天井）</p>
----------	--

（添付図書）

- （1）位置図
- （2）補助申請額の内訳表
- （3）エコリノベーション等工事に係る見積書（エコリノベーション等工事に係る費用及び補助対象建材・設備等の内訳・仕様等が確認できるもの）
- （4）補助対象とする建材・設備等を表示した関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）
- （5）日常生活空間の範囲を明示した関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）（第3条第1項第1号及び第2号の改修工事のうち、住宅の日常生活空間に対して改修工事を行う場合に限る）
- （6）改修する箇所の現況写真等（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
- （7）補助対象住宅の新築（増築）時の建築確認通知書（確認済証）の写し等
- （8）省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書
- （9）エコリノベーション等工事に関して、総会の議決等による自治会・町内会及びマンション管理組合の意思決定の状況が確認できる議事録等の書類（第3条第1項第3号及び第4号の改修を行った場合に限る）
- （10）自治会・町内会及びマンション管理組合の規約（第3条第1項第3号及び第4号の改修を行った場合に限る）
- （11）その他市長が必要と認める図書

※添付図書は、日本標準規格A列4とし、縮小、拡大する場合は、縮尺を記入すること。

(1) 位置図

所在地の分かる地図を添付

※インターネット上の地図サイトから引用するの也可

要領第1号様式(第2条)
補助申請額の内訳表

トイレに外気に接する窓がある場合、改修が必須となります。

補助対象建材・設備等			補助金額	数量		補助申請額		
A. 断熱改修工	既存開口部の断熱改修	窓	外窓交換	大	5.0万円/箇所	3	箇所	150,000円
				中	3.0万円/箇所	2	箇所	60,000円
				小	2.5万円/箇所		箇所	円
			内窓設置	大	3.0万円/箇所		箇所	円
				中	2.0万円/箇所		箇所	円
				小	1.0万円/箇所		箇所	円
		ガラス交換	大	1.2万円/枚	4	枚	48,000円	
			中	0.9万円/枚	3	枚	27,000円	
			小	0.3万円/枚		枚	円	
		浴室内の外気に接する窓改修			0.3万円/箇所		箇所	円
ドア	玄関ドア等の交換	大	8.0万円/箇所		箇所	円		
		小	3.5万円/箇所		箇所	円		
B. 設備改修工事等	既存床・外壁・屋根の断熱改修	床	1,000円/m ²		m ²	円		
		壁	800円/m ²		m ²	円		
		屋根(天井)	800円/m ²		m ²	円		
	浴室の断熱改修	断熱タイプの浴室ユニット	40.0万円/箇所	1	箇所	400,000円		
	断熱区画のための間仕切り等設置改修	間仕切り・ドア	1万円/箇所		箇所	円		
		断熱ブラインド 断熱カーテン	0.25万円/箇所		箇所	円		
省エネ・創エネ設備の導入(改修・新設)	潜熱回収型給湯器	3.0万円/種類	1	種類	30,000円			
	ヒートポンプ給湯器			種類	円			
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器			種類	円			
	太陽熱給湯機			種類	円			
	家庭用コージェネレーション設備			種類	円			
	太陽光発電設備			種類	円			
	蓄電システム(太陽光発電設備設と合わせて導入する場合に限			種類	円			

浴室内の窓断熱改修工事を行った場合、窓断熱改修+こちらを申請できます。

住宅を取得して1年以内の改修であれば申請できます。登記簿や売買契約書で取得日を確認します。

		る)				
		熱交換型換気システム			種類	円
		HEMS	3.0万円		—	円
	その他	既存住宅取得と合わせた改修	1.0万円		—	円
「A. 断熱改修工事」の合計補助申請額 (①)						685,000 円
「B. 設備改修工事等」の合計補助申請額 (②)						30,000 円
①と②の合計額 (③)						715,000 円
要綱に基づく補助上限金額 (④)		<input type="checkbox"/> 住宅全体の開口部、浴室断熱改修 <input checked="" type="checkbox"/> 日常生活空間の開口部、浴室断熱改修 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の開口部断熱改修 <input type="checkbox"/> うち、住宅全体を改修範囲とするもの <input type="checkbox"/> うち、日常生活空間を改修範囲とするもの <input type="checkbox"/> うち、居室一室以上を改修範囲とするもの <input type="checkbox"/> 自治会・町内会館、共同住宅の集会所等改修				1,200,000 円 1,000,000 円 800,000 円 600,000 円 400,000 円 400,000 円
補助申請額 (③と④のいずれか小さいほうの額)						715,000 円

(3) 見積書（写し）

○税込 100 万円以上の工事の場合

本社が横浜市外にある場合、不可となります。

市内事業を証する書類(法人登記等) を添付してください。

○税込 100 万円以下の工事の場合

見積書のみ提出してください。

○補助金対象部分のみの工事費・建材費を明確に分けた見積書をご提出ください。

・補助外部分の工事と見積り書・契約書等は不要です。

※契約書・領収書は工事完了後にご提出が必要となります。

・補助外工事の見積りの提出は不要です。

○共有名義での申請の場合、見積りの宛名も共有名義としてください。

○図面上に落とし込んだ改修箇所を示す番号を、該当する製品の欄に手書きで追記ください。

(4) 補助対象等を表示した関係図面等

(配置図、平面図、立面図、断面図等)

○図面には補助対象となる、改修予定箇所、設備等の設置位置等を分かるよう、ご記載ください。

また、日常生活空間の範囲で改修を行う場合は、その範囲を明示してください。

○建材に番号を記載し、写真等と番号を合わせてください。(平面図に撮影方向もご記載ください)

○補助対象の開口部は寸法を引き出し線付きで、ご記載ください。

○集合住宅の場合には、配置図に該当住戸の位置が分かるよう、ご記載ください。

○図面はA 4サイズとしてください。

工事経過写真

番号

6

-1

平面図・立面図等と合わせ、
建材番号もしくは
写真撮影方向を示す番号
を記載してください。

製品の寸法をご記載ください。

改修前
写真添付

【様式】

工事写真帳台紙（要綱・要領外様式）より
ダウンロード ※Excelシート別

申請時は**改修前の欄にのみ**写真を
添付いただき、ご提出いただきます。

写真添付

改修前

工事内容
内窓設置 (W×H)

備考

既存：
金属製建具、単板ガラス

改修中

工事内容

備考

改修後

工事内容

備考

改修後：
内窓に、Low-eガラス、空気層6
mm、樹脂サッシを設置

改修後
写真添付

チェック	書類名	備考
□	新築(増築)時の 建築確認通知書の写し コピー等	※ 昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築物の場合には、現行の耐震基準に適合していることが分かる書類も添付ください。 確認通知書が無い場合、台帳記載事項証明書（市庁舎で取得可能）をご提出ください。

■その他提出書類

□	申請者が所有者と分かる書類	コピー等	建物登記簿、建物売買契約書写し等
□	性能の分かるパンフレット※必要に応じて	コピー等	改修するサッシ、H E M S、設備等のカタログ、パンフレット等の写し
□	(100 万円以上の工事の場合) 市内事業者であることを証する書類	コピー等	横浜市有資格者登録簿、法人登記簿 等
□	補助申請 1 年以内に住宅取得をしたことがわかる書類	コピー等	売買契約書、譲渡契約書（登記簿） 等

<参考>

エコリノベ申請において、耐震性を有すると認める書類

	文書名	発行主	備考
1	(木造)耐震診断報告書 (耐震性ありの結果報告)	木造住宅耐震診断士 耐震診断士 等	横浜市木造住宅耐震診断士派遣事業ほかによる診断報告書
2	横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証	建築防災課	横浜市の改修補助を受けた場合に発行。
3	マンション予備診断報告書 (耐震性ありの結果報告)	建築防災課	横浜市において実施する無料診断
4	マンション本診断報告書 (耐震性ありの結果報告)	耐震診断士 等	管理組合が診断士に委託し実施
5	耐震基準適合証明書(不動産取得税)・ (ローン控除)	耐震診断士 等	国交省様式

エコリノベ+耐震工事完了後、耐震性を有すると認める書類

	文書名	発行主	備考
1	耐震基準適合証明書(不動産取得税)・ (ローン控除)	耐震診断士 等	国交省様式



横浜市長

申請者（所有者・区分所有者等）

〒

住 所 ○○区○○町△丁目××

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

横浜 次郎

電 話 （ ）

省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書

私は、省エネ住宅普及促進事業横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱に基づき実施される補助申請にあたり、要綱第13条の普及啓発活動及び広報活動の一環として下記の内容について同意いたします。

- 1 要綱第3条第1項第1号及び第2号に掲げる改修工事を行う場合
 - ア 改修前及び改修後約1年間のエネルギー消費量（電気及びガス）のデータを記録し、当該データを提供することを了承します。
 - イ 改修前及び改修後の住まいの健康性の評価（CASBEE健康チェックリストを用いた評価）を実施し、当該データを提供することを了承します。
- 2 要綱第3条第1項第3号及び第4号に掲げる改修工事を行う場合
 - ア サーモカメラ等により、改修前及び改修後の室内表面温度の撮影への協力を了承します。
 - イ 横浜市が行う省エネ普及促進事業の普及啓発の会場及び事例として無償提供することを了承します。
- 3 要綱第3条第1項第1号から第4号に掲げる改修工事を行う場合
 - ア 改修内容、改修前及び改修後の写真及び図面並びに各種データ等をパンフレットやホームページ、展示パネル等に使用することを了承します。
 - イ その他省エネ実践行動やアンケート等の参加等に協力します。

2については集会所等の改修に関する要件になります。

上記に関する連絡先

携帯電話	000-000-000
Eメールアドレス	*****@***.***

【連絡先について】

次年度以降もアンケート調査や効果検証等にご協力いただく場合がありますので連絡先の記入をお願いします。なお、いただいた個人情報は本目的以外には使用しません。

。